

物価高騰対応島田市バスツアー誘客促進事業 ～島田市へのバスツアーに補助金を交付します～

1. 目的

物価高騰の影響を受けている観光事業者を支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、観光を目的に市外からバスを利用して島田市を訪れる団体旅行（バスツアー）を催行する旅行業者を対象に補助金を交付する。交流人口の拡大により、市内観光施設、飲食店、土産物店等の売上増加を図り、地域経済の活性化につなげていく。

あわせて、旅行業者へのアンケート調査を通じてニーズを把握し、観光商品の磨き上げを行うとともに、旅行業者との関係性を強化することで、長期的に団体旅行の誘致へ取り組む体制整備につなげていく。

2. 事業内容

ツアー参加人数がバス1台につき15人以上（運転手・添乗員除く）で、市内観光施設等の2か所以上の利用を含む観光を主たる目的とするバスツアーを催行する旅行業者に補助金を交付する。

(1) 対象者 旅行業法第2条第1項に規定する旅行業の登録を受けた者

(2) 補助金額

ア 市内宿泊を伴わないバスツアー バス1台 30,000円

イ 市内宿泊を伴うバスツアー バス1台 70,000円

(3) 補助金の対象外となるバスツアー

ア 国や自治体等が実施する研修旅行

イ 宗教活動や政治活動の一環の旅行

3. 事業期間

(1) 交付申請受付期間 令和8年5月1日(金)から10月9日(金)まで

(2) ツアー催行期間 令和8年6月1日(月)から10月31日(土)まで

※予算に達し次第、受付終了

4. 予算額

8,000千円